

第71回税理士試験【第一問】

〔第一問〕 ― 50 点 ―

問 1 法人税法上の収益計上時期及び収益の額について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) 法人税法第 22 条の 2 に規定する資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の計上時期及び収益の額について、簡潔に説明しなさい。
- (2) A 社(3 月末決算の株式会社)は、製造業を営む内国法人である。次の【資料 1】に基づき、A 社が B 社に販売した機械装置 a 及び機械装置 a の保守サービスの提供に係る税務上の収益計上時期及び収益の額の原則的な処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

【資料 1】

- ① A 社は、B 社との間で、機械装置 a の販売及び機械装置 a に係る 2 年間の保守サービスの提供に関する契約を令和 3 年 1 月 15 日に締結した。
 - ② 上記①の契約に係る対価の額は 12,400,000 円とされており、その内訳として、機械装置 a 10,000,000 円、保守料金 2,400,000 円とされている。
なお、当該対価の額及びその内訳の各金額は、税務上の時価相当額である。
 - ③ 機械装置 a は、令和 3 年 3 月 22 日に B 社の工場に納入され、令和 3 年 3 月 30 日に検収が完了し、令和 3 年 4 月 1 日から当該工場において稼働している。
 - ④ 機械装置 a に係る保守サービスの内容は、毎月 1 回の機械装置 a の点検及び保守サービスの提供期間中に通常の使用により故障が生じた場合の部品の交換、補修等とされている。また、保守サービスの提供期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの 2 年間とされており、令和 3 年 4 月 1 日から保守サービスが開始されている。
 - ⑤ A 社は、B 社に対し、令和 3 年 4 月 5 日に上記①の契約に係る対価の額 12,400,000 円の請求書を発送しており、令和 3 年 5 月 31 日に、B 社から A 社の銀行口座に 12,400,000 円が振り込まれている。
- (3) C 社(2 月末決算の株式会社)は、飲食業を営む内国法人である。次の【資料 2】に基づき、C 社が交付を受けた協力金の税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

【資料 2】

- ① C 社は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、令和 3 年 1 月 15 日から令和 3 年 2 月 14 日までの 1 か月間、D 県の要請に従い、店舗の営業時間を短縮して営業を行った。
- ② D 県は、営業時間の短縮要請に従って営業時間を短縮した事業者に対し、100 万円の協力金を交付する支援事業を実施している。
- ③ C 社は、D 県に対し、上記②の協力金の手続きに従って、令和 3 年 2 月 15 日に交付申請を行い、令和 3 年 3 月 5 日に交付決定通知書の送付を受けた。
なお、交付決定通知書には交付決定日は令和 3 年 2 月 25 日と記載されていた。
- ④ 上記②の協力金 100 万円については、令和 3 年 3 月 10 日に C 社の銀行口座に振り込まれている。

TAC・上級演習第14回【第一問】

< T A C >無断複写・複製を禁じます (税21)

法上⑩

設問 3 X 社が工事の請負について従来から工事完成基準による経理をしている場合

- (1) 各工事について、当期の益金の額及び損金の額に算入される金額を答えなさい。
- (2) C 工事について、(1)の根拠となる規定について答えなさい。

(注) 解答にあたっては、X 社の当期の所得金額が最も少なくなる方法を選択することを前提とする。

問 2 法人税法第22条第 2 項では「内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上その事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係るその事業年度の収益の額とする。」とあり、同条第 4 項では「所得の金額の計算にあたって収益の額及び原価・費用・損失の額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする。」とある。

この「収益の額」につき、法人税法第22条の 2 に規定する以下の設問に答えなさい。

設問 1 収益の計上時期について説明しなさい。

設問 2 収益の計上額について簡潔に説明しなさい。

なお、収益の計上額については、一定の事実が生ずる可能性がある場合においても、その可能性がないものとした場合における価額とされるが、その事実とはどのような事実か、2 つ、答えなさい。

設問 3 内国法人 Y 社は、当期（令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日まで）中に行われた株主総会において利益剰余金の処分による配当を Y 社が数年前から所有する金銭以外の資産で行うこととした。

なお、Y 社の発行済株式は、互いに資本関係のない D 社、E 社及び F 社が各 3 分の 1 ずつ所有しており、当該配当は Y 社株式の所有割合に応じて行われるものである。

この場合に Y 社において当該金銭以外の資産の譲渡に係る収益の額が益金の額に算入されるか否か答えるとともに、その理由を法人税法第22条の 2 の規定を基に簡潔に答えなさい。

第71回税理士試験【第一問】

問2 食品製造業を営む内国法人であるE社(3月末決算の株式会社)の当期(令和3年4月1日～令和4年3月31日)の税務上の処理について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。

(1) E社は、関連法人でない取引先のF社との間で、加工食品である製品aを2年間継続して販売する契約を締結した。E社は、製品aの販売に当たり、製品aの名称が表示された専用の陳列棚を広告宣伝のためにF社に贈与した。この陳列棚は、E社が150,000円で取得したものであり、E社は、取得時に支出した150,000円を雑費として費用に計上している。

このE社が行った陳列棚の贈与に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

(2) E社は、販売予定であった冷蔵用食品である製品b1,000個について、納品の直前にキャンセルを受けた。製品bは賞味期限が短いことから、通常であれば、このような場合には製品を廃棄処分することとしている。

ところが、製品bについてフードバンクで受け入れることとなったため、E社は、製品bを廃棄することに代えて、このフードバンクに無償で提供した。

なお、フードバンクへの製品bの提供時における製品bの時価相当額は500,000円であるが、E社は、製品bの提供時に、製品bの原価相当額である450,000円を雑損失として損失に計上している。

このE社が行った製品bの無償提供に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

(3) E社は、E社による完全支配関係のある子会社のG社(E社は当期を通じてG社株式を100%保有)に対し、5,000,000円の売掛債権を有している。当期において、G社の資金繰りが一時的に悪化したことから、E社は、G社への支援として当該売掛債権を放棄した。

なお、当該売掛債権の放棄時におけるG社の財政状況は、E社に当該売掛債権を弁済できないほどのものではなかった。また、E社は連結納税制度の承認を受けていない。

このE社が行ったG社に対する当該売掛債権の放棄に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

TAC・上級演習第10回【第一問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21)

法上⑩

【第一問】 —50点—

問1 寄附金の損金不算入制度について

設問1 損金不算入の対象とされる寄附金の額について、簡潔に説明しなさい。

なお、低額譲渡等についても触れること。

設問2 内国法人A株式会社(以下「A社」という。)は、内国法人B株式会社(以下「B社」という。)に対し、当面の資金繰りを支援するために、令和3年9月25日に金銭10,000,000円を贈与し、その全額を寄附金勘定に計上している。

なお、B社の発行済株式は、A社が40%、A社の100%親会社である内国法人C株式会社(以下「C社」という。)が60%を所有している。

この場合におけるA社の税務上の仕訳を答えるとともに、法人税の取扱いについて法令の規定とともに簡潔に答えなさい。なお、用語の意義については説明不要である。

設問3 仮に設問2のC社が個人cである場合において、A社がB社のほかに国及び社会福祉法人D会に金銭の贈与をし、寄附金勘定に計上している場合における損金不算入について、A社に適用される法令の規定を説明しなさい。

なお、書類の添付については説明不要である。

問2 内国法人E株式会社(以下「E社」という。)は、外国法人F株式会社(国内に恒久的施設を有せず、国内源泉所得はない。以下「F社」という。)が100%を出資し3年前に設立された法人である。なお、E社の資本金の額は1億円(資本金等の額も同額である)で設立以来株主に異動はない。

E社は、当期(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)の4月にF社から6億円を借り入れ、当期に支払った利子(適用利率は適正である。)は20,000,000円であった。なお、これ以外にF社は借り入れを有していない。

これに基づき、下記の設問に答えなさい。

設問1 租税特別措置法第66条の5《国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例》第1項に規定する損金不算入について簡潔に説明するとともに、当該規定が適用されとした場合にE社の支払利子のうち損金不算入とされる金額を答えなさい。

なお、自己資本の額は資本金の額と同額であるものとし、倍数の特例については考慮不要である。

設問2 租税特別措置法第66条の5の2《対象純支払利子等に係る課税の特例》第1項に規定する損金不算入について簡潔に説明するとともに、適用除外の要件を満たさず当該規定が適用されとした場合にE社の支払利子のうち損金不算入とされる金額を答えなさい。

なお、E社の当期における受取利子は400,000円、調整所得金額は25,000,000円とする。

設問3 E社が一定の申告要件を満たした場合に、設問2の規定が適用除外となるか、根拠となる規定とともに答えなさい。なお、申告要件そのものを答える必要はない。

設問4 甲社の当期の法人税の申告について、租税特別措置法第66条の5と租税特別措置法第66条の5の2の規定のうちいずれの規定が適用されるか、答えなさい。なお、設問3の申告要件は満たしているものとする。

第71回税理士試験【第二問】

(2) 次の【資料2】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。その上で、「別表五(一)I 利益積立金額の計算に関する明細書」を記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨と、その理由を計算過程の欄に記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【資料2】

当社は、C社(内国法人・製造業・毎年9月30日決算・資本金30,000,000円)及びD社(内国法人・サービス業・毎年12月31日決算・資本金10,000,000円)の設立時から現在に至るまで発行済株式数の100%をそれぞれ保有している。

① 当社とC社との取引

イ 当社は、令和3年4月20日にC社に対して、資金繰り支援のために5,000,000円の金銭の贈与を行い、雑損失として処理している。

ロ 当社は、令和3年7月9日にC社に対して、製造部門拡充のために機械装置eの譲渡を行い、C社は同日中に設置後、直ちに事業の用に供している。機械装置eの譲渡価額は23,000,000円(税務上適正額)であり、当社における機械装置eの譲渡直前の帳簿価額は25,400,000円であったことから、当社は2,400,000円を当期の売却損として処理している。

なお、当社はC社に対して機械装置eにつき譲渡損益調整額の戻入れ計算について簡便法の規定を適用する旨を通知している。また、C社からは機械装置eに適用する耐用年数は5年である旨の通知を受けている。

② 当社とD社との取引

イ 当社は、令和3年12月16日にD社に対して、支店用地とするために一団の土地Fの譲渡を行った。土地Fの譲渡価額は13,000,000円(税務上適正額)であり、当社における土地Fの譲渡直前の帳簿価額は8,000,000円であったことから、当社は5,000,000円を売却益として処理している。

ロ 当社は、令和4年2月25日におけるD社の株主総会決議(配当等の額の支払基準日を令和3年12月31日とし、当該配当等の額の支払効力発生日を令和4年2月28日とする。)に基づき、所有株式に対応する配当金を受け取り、1,000,000円を雑収入として処理し、源泉徴収税額204,200円を租税公課として処理している。

なお、D社の配当金の計算期間は、令和3年7月1日から令和3年12月31日までである。

③ C社とD社との取引

C社は、令和3年9月10日に投資目的で保有していた全てのG社株式をD社へ譲渡し、当社に適法な通知を行った。当該G社株式は、当社が投資目的で保有していたものを数年前にC社へ譲渡し、その後C社が継続して保有していたものである。

TAC・上級演習第5回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21) 法上⑤

問4 【資料4】に基づき、土地及び建物の取引に関して必要となる調整を示しなさい。

【資料4】土地及び建物の取引に関する事項

(1) 甲社は、従来から関東地区を中心に事業活動を行ってきたが、東海地区及び関西地区でも事業活動を行うことを決定し、令和3年4月20日に愛知県に所在する土地Eを、甲社がその発行済株式総数30,000株の全てを保有する内国法人F社から譲渡時の価額である60,000,000円で取得し、当該金額を取得価額とした。なお、甲社では、事業供用にあたり造成費5,000,000円を支出し費用に計上している。また、F社における譲渡直前の帳簿価額は55,000,000円であった。

(2) 甲社は、令和3年8月10日に従来から千葉県に所有する次の土地付建物を168,000,000円で前掲のD社に譲渡し、当該金額から土地及び建物の譲渡直前の帳簿価額並びに土地に係る譲渡経費3,700,000円及び建物に係る譲渡経費800,000円を控除した金額を固定資産譲渡益として特別利益に計上した。なお、譲渡時の土地の価額は155,000,000円、建物の価額は13,000,000円である。

譲渡資産	取得価額	譲渡直前の帳簿価額	備 考
土地G	95,000,000円	89,000,000円	面積400㎡：平成30年に評価損6,000,000円を計上している。
建物H	24,000,000円	16,000,000円	土地Gの上に建設したものである。

上記土地G及び建物Hは法人税法第61条の13(完全支配関係がある法人の間の取引の損益)に規定する譲渡損益調整資産に該当することから、甲社では譲渡損益調整資産に該当する旨、減価償却資産の譲渡損の戻入れにつき、簡便法の適用を受ける旨を通知した。D社からは、減価償却資産に該当し、耐用年数を20年とする旨の通知を受けている。なお、D社では譲受価額を取得価額とし、翌月より事業の用に供している。

問5 【資料5】に基づき、交際費に関して必要となる調整を示しなさい。

【資料5】交際費に関する事項

当期の損益計算書に計上されている販売費及び一般管理費のうち、交際費勘定11,128,000円には、取引先等との飲食費のうち一人当たり5,000円以下のものが2,000,000円、5,000円超のものが6,000,000円含まれている。

このほか、他の勘定科目には次の(1)から(3)のものが含まれている。

(1) 売上高に比例して得意先に支払った金銭	1,380,000円
(2) 社内会議に際して支出した茶菓、弁当代のために通常要する費用	100,000円
(3) 当社の従業員の慰安のために行った運動会のために通常要する費用	550,000円

第71回税理士試験【第二問】

- (2) 次の【資料 2】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。その上で、「別表五(一) I 利益積立金額の計算に関する明細書」を記載しなさい。また、税務上調整すべき金額がない場合には、その旨と、その理由を計算過程の欄に記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【資料 2】

当社は、C社(内国法人・製造業・毎年9月30日決算・資本金30,000,000円)及びD社(内国法人・サービス業・毎年12月31日決算・資本金10,000,000円)の設立時から現在に至るまで発行済株式数の100%をそれぞれ保有している。

① 当社とC社との取引

イ 当社は、令和3年4月20日にC社に対して、資金繰り支援のために5,000,000円の金銭の贈与を行い、雑損失として処理している。

ロ 当社は、令和3年7月9日にC社に対して、製造部門拡充のために機械装置eの譲渡を行い、C社は同日中に設置後、直ちに事業の用に供している。機械装置eの譲渡価額は23,000,000円(税務上適正額)であり、当社における機械装置eの譲渡直前の帳簿価額は25,400,000円であったことから、当社は2,400,000円を当期の売却損として処理している。

なお、当社はC社に対して機械装置eにつき譲渡損益調整額の戻入れ計算について簡便法の規定を適用する旨を通知している。また、C社からは機械装置eに適用する耐用年数は5年である旨の通知を受けている。

② 当社とD社との取引

イ 当社は、令和3年12月16日にD社に対して、支店用地とするために一団の土地Fの譲渡を行った。土地Fの譲渡価額は13,000,000円(税務上適正額)であり、当社における土地Fの譲渡直前の帳簿価額は8,000,000円であったことから、当社は5,000,000円を売却益として処理している。

ロ 当社は、令和4年2月25日におけるD社の株主総会決議(配当等の額の支払基準日を令和3年12月31日とし、当該配当等の額の支払効力発生日を令和4年2月28日とする。)に基づき、所有株式に対応する配当金を受け取り、1,000,000円を雑収入として処理し、源泉徴収税額204,200円を租税公課として処理している。

なお、D社の配当金の計算期間は、令和3年7月1日から令和3年12月31日までである。

③ C社とD社との取引

C社は、令和3年9月10日に投資目的で保有していた全てのG社株式をD社へ譲渡し、当社に適法な通知を行った。当該G社株式は、当社が投資目的で保有していたものを数年前にC社へ譲渡し、その後C社が継続して保有していたものである。

なお、当社は、当該G社株式のC社への譲渡時の事業年度において、G社株式の譲渡価額は15,000,000円(税務上適正額)であり、譲渡直前の帳簿価額は16,430,000円であったことから、1,430,000円を売却損として処理し、適正に申告調整している。

- (3) 次の【資料 3】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額(加算・減算の別及び留保・社外流出の別)及びその計算過程を記載しなさい。

なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【資料 3】

- ① 当社の当期末の貸借対照表に計上されている債権等の内訳及び留意すべき事項は、次のとおりである。

イ 売掛金97,000,000円

(イ) H社に対する売掛金が7,000,000円あるが、同社に対する買掛金が8,000,000円ある。

(ロ) I社に対する売掛金が3,000,000円ある。

(ハ) J社に対する売掛金が2,400,000円ある。なお、同社は令和4年3月7日に破産法による破産手続開始の申立てを行っている。

ロ 受取手形35,000,000円

H社に対する受取手形が1,500,000円ある。

ハ 貸付金26,000,000円

J社に対する貸付金が1,080,000円ある。

ニ 未収入金8,600,000円

(イ) 公社債の未収利子が10,000円ある。

(ロ) 仕入割戻しの未収金が3,000,000円ある。

ホ 仮払金1,000,000円

(イ) 概算払いした旅費が700,000円ある。

(ロ) 従業員に対する給料の前払いが300,000円ある。

ヘ その他の事項

I社は、令和2年6月5日に民事再生法による再生手続開始の申立てを行っていたが、令和3年9月14日に再生計画認可の決定が行われた。これにより同社に対する売掛金の全額が切り捨てられることとなったが、経理担当者の失念により当社は何ら会計処理をしていない。

- ② 当社の平成27年4月1日から平成29年3月31日までの期間内に開始した各事業年度終了の時における一括評価金銭債権の額の合計額のうちに当該各事業年度終了の時における債権とみられない部分の金額の合計額の占める割合は、0.05229である。

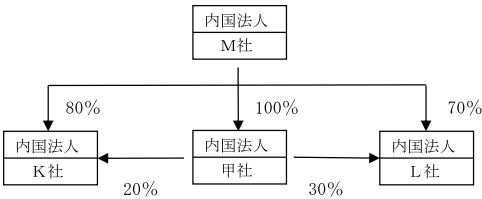
なお、当社は租税特別措置法第42条の4第8項第8号に規定する適用除外事業者には該

TAC・上級演習第8回【第二問】

<TAC>無断複写・複製を禁じます(税21)

法上⑧

3. 出資関係図(前期末時点)



<一 覧> 令和3年3月31日現在

法人名	代表者	資本金の額	決算期	備考
M社	c	100,000,000円	3.31	平成6年1月設立
甲社	b	100,000,000円	3.31	平成14年10月設立
K社	d	30,000,000円	3.31	平成17年3月設立
L社	e	10,000,000円	3.31	平成19年7月設立

すべて株式会社であり、L社を除き当期末まで資本金の額の増減はない。なお、K社は設立時から、L社は平成24年から出資割合に異動はない。また、M社の株主は全て個人である。

〔資料1〕 K社との取引に関する事項

甲社は、当期において、K社に対して次の資産をそれぞれ譲渡している。

- (1) 令和3年7月10日、有していた機械装置(譲渡直前帳簿価額10,000,000円、時価13,500,000円)を10,000,000円で譲渡したため、譲渡損益は計上されていない。K社はこの機械装置を同年9月から事業の用に供し、令和4年3月末現在、使用中である。K社は機械装置の償却方法として定額法を選択しており、耐用年数は6年として償却限度額相当額を損金経理した。
- (2) 令和3年12月15日、有していた〇社株式1,000株(譲渡直前帳簿価額10,500,000円、時価13,200,000円。)を時価で譲渡し、時価と帳簿価額との差額を譲渡益として計上した。K社は〇社株式を令和4年3月末現在、売買目的有価証券として継続所有している。

問1 K社との取引に関して、当期に申告調整を要する場合には計算過程を示しつつ調整金額を算定し、「別表四」及び「別表五(一)I」を示しなさい。一方、調整を要しない場合にはその理由を説明しなさい。なお、調整が必要な場合に計算方法が複数考えられるときは、そのいずれも計算した上で、有利な方を選択すること。